

千葉県環境審議会 自然環境部会

議 事 録

日時：平成30年8月29日（水）
午後1時から3時まで

場所：ホテルプラザ菜の花4階 楨2

目 次

1. 開会	1
2. 千葉県環境生活部次長あいさつ	1
3. 議事	
(1) 部会長挨拶	2
(2) 会議及び会議録の公開	2
(3) 議事録署名人の指名	3
(4) 議案審査	
議案第1号 勝浦シーサイドパークリゾートの公園事業決定について	3
4. 閉 会	15

1. 開 会

司 会：定刻となりましたので、ただいまから千葉県環境審議会自然環境部会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙の中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の自然環境部会は、委員9名中7名のご出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

2. 千葉県環境生活部次長あいさつ

司 会：開催にあたり、県を代表し環境生活部次長の松本よりご挨拶申し上げます。

千葉県環境生活部次長：委員の皆様には、大変お忙しいところ、千葉県環境審議会自然環境部会に御出席頂きまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の自然保護行政に、格別の御指導、御助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日の部会で御審議いただく議案は、前回の部会で継続審議となりました「勝浦シーサイドパークリゾートの公園事業決定」の1件でございます。

この公園事業は、南房総国立公園区域内の勝浦市行川地域において、平成13年に閉鎖したレジャー施設跡地に、宿舍を整備するものでございます。

整備にあたりましては、公園事業決定の手続きを行う必要があることから、本部会を開催し、委員の皆様には御意見を頂戴するものでございます。

事業の詳細については、後ほど、事業者の方から説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、御指導、御助言をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

司 会：これより御審議をお願いするわけですが、部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、池邊部会長をお願いいたします。

3. 議事

(1) 部会長挨拶

部会長：ただいま御紹介を頂きました、池邊でございます。

本日は、皆様方には御多忙の中お集まりいただき、また、午前引き続きの審議ということで、大変御礼申し上げます。

本日の議案「勝浦シーサイドパークリゾートの公園事業決定」につきましては、前回の部会を開催したところ、さまざまな御意見を皆様方からいただき、継続審議となっているものでございます。

皆様におかれましては、本日も御忌憚のない意見交換をさせていただきまして、最終的に結果を知事の方に答申できるようにと思っております。取りまとめに際しては、皆様の御協力が必要でございますので、是非ともお願いします。

(2) 会議及び会議録の公開

部会長：審議に入ります前に会議及び会議録の公開についてお伺いします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により、原則、公開となっておりますが、議案の内容によっては非公開にすることもできます。

本日の議案は、希少種の生息地に関する情報が含まれていることから、それらに関する内容については、事務局より非公開でお願いしたいと聞いております。

前半の整備計画、景観に関しては、特段非公開とするものではないと思われまので、それらに限り公開という形を取りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(『異議無し』の声あり)

部会長：異議が無いようですので、整備計画、景観に関しては公開、残りは非公開とさせていただきます。

前半の説明が終わりましたら、一旦質疑応答の時間を取り、その後、傍聴者の方にご退席いただき、後半の非公開の議事を進めて行きたいと思っております。

傍聴希望者がいれば入室させてください。

(3) 議事録署名人の指名

部会長：はじめに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。

議事録署名人2名の指名は、議長一任でよろしいでしょうか。

(『異議無し』の声あり)

部会長：それでは、桑原委員と並木委員にお願いしたいとお思います。

よろしいでしょうか。

桑原委員、並木委員：わかりました。

部会長：それでは、よろしく願いいたします。

(4) 議案審査

部会長：それでは、次第3の議事に入らせていただきます。

知事から千葉県環境審議会に1議案が諮問され、当自然環境部会に付議されました。

まず、その内容について事務局から説明をお願いします。

事務局：議案第1号「勝浦シーサイドパークリゾートの公園事業決定について」ご説明申し上げます。

資料1と書かれた、「議案第1号」の2ページ目をご覧ください。

本日、御審議いただく内容は、南房総国定公園において、平成14年10月11日付け環境省告示第76号により、勝浦市の行川地域に施設計画として位置付けられた、宿舎事業の事業決定についてです。

事業名称は、勝浦シーサイドパークリゾート。公園事業の位置は、千葉県勝浦市行川。規模は、区域面積28.78ヘクタール。最大宿泊者数は、前回の自然環境部会での説明以降、事業計画の見直しがあり、1日当たり664人となっております。

3 ページ目が南房総国定公園の区域図の抜粋、4 ページ目が事業の詳細な位置図です。

次に、参考1と書かれた資料をご覧ください。

前回の審議会においても自然公園事業の手続きについて御説明いたしましたが、改めて御説明させていただきます。

自然公園においては、公園利用者が宿泊する施設で、適正な公園利用を増進するうえで必要不可欠な宿舎については、公園事業施設として整備することができます。

公園事業における手続きは、計画決定、事業決定、事業執行の3段階がございます。

1段階目の計画決定は、国定公園計画に公園事業の内容と概ねの位置を決定するものです。

勝浦市行川地域においては、平成14年に、自然探勝のための宿泊基地として、宿舎事業を位置付けております。

2段階目の「事業決定」は、計画決定で位置付けた事業の位置、規模を決定するもので、今回、御審議いただくものです。

最後の「事業執行」は、事業者から資金計画等の詳細な計画を提出いただき、事業決定で定めた範囲を逸脱していないか、県がチェックした後、執行の認可をすることとなります。

次に、参考2と書かれた計画平面図を御覧下さい。本事業の計画について、御説明いたします。

本事業は、平成13年に閉鎖されたレジャー施設跡地に、宿舎などを整備するもので、黒く囲まれたエリアが事業区域となります。

事業区域の大部分が、第2種特別地域ですが、一部、第1種特別地域を含みます。海沿いの水色の破線と破線の間が第1種特別地域となります。

赤で囲んだエリアが「改変区域」となりますが、以前あった、レジャー施設において開発済の場所のみを使用する計画です。

また、水色で着色してあるものが「建築物」となりますが、事業計画の見直しにより、海側に2棟の宿舎と入り口に案内所を建築することとしております。

以上で、概要の説明を終わります。詳細は、事業者より御説明申し上げます。
宿舎事業については、施設の位置及び規模について決定することになりますので、事業者の説明に引き続き、御審議をよろしくお願いいたします。

部会長：それでは、事業者の方から説明をお願いします。

事業者：開発を行います共立メンテナンスと申します。

今年の春に、勝浦シーサイドパークリゾートについて提案させていただきましたが、今回、昨今の労働者不足や建築費の高騰等もあり、経営的な観点から事業規模を縮小し、再提案をさせていただくこととなりました。

宿泊室数は、当初計画の440室を228室に縮小し、1日の最大宿泊者数は、1220人を664人に縮小し、ほぼ半分の規模にしております。

縮小することで、自然環境に与える負荷が軽減されるということ、自然との共生を図るスペースを拡大したということで、自然との共生というテーマに即したものとなり、前回いただいた御意見を加味しながら、今回修正した提案として出させていただきました。

資料2をご覧ください。3ページ目の施設の内容について説明いたします。

宿舎は、当初4つのものを計画しておりましたが、当面2つの施設を行うこととなりました。

宿舎1のルシアンは、建物の高さが地上27mで、階数が地下1階、地上7階建てでございます。室数は27室、定員は216人でございます。

宿舎2のラビスタは、建物の高さが地上31.49mで、階数が、地下1階、地上8階建てでございます。室数は156室、定員は448人でございます。

その他の施設として、入り口に案内所1のゲートハウスと、内部に入りまして、メンテナンス施設という合計4つの建物を計画しております。

続きまして、外観の色彩について説明いたします。

基本的にはベージュ系としており、特に海岸の崖の土の色に馴染むようなアースカラーでまとめたいと思っております。

屋根は、基本的に勾配屋根としており、洋瓦を設置する予定です。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

上水供給の施設計画ですが、国道128号線に水道本管が埋設されており、その本管から施設内に供給を受ける計画です。

南房総広域水道企業団から、市が受水した水道用水を最大348,376リットルの水を1日で使用する計画です。

また、敷地内に井戸があるのですが、湧水量は1日あたり52リットルと量は少ない温泉ですが、これを緩和して利用する計画です。

排水は、敷地内に設置する浄化槽設備で水質汚濁防止法等の関係法令に基づく排水基準以下に処理したものを排水する計画です。

また、浄化槽の排水は、沈砂槽で雨水や温泉排水と混合し、放流先の海水温度に近い温度に調整したものを、公共水域に放流する計画です。

新たに植栽する部分は、海岸に近いことから基本的には耐潮性、耐風性のある地域在来種等を主に使用する考えです。

また、刈込みや施肥等も必要になりますが、生物多様性の保全の観点から、減農薬、減化学肥料、減化学殺虫剤等による管理を行っていきたいと思っております。

5ページの排水計画図で、一番大きな宿舎のラビスタに隣接したところに、1,200人槽の浄化槽を設置し、ここで浄化した水を第1種特別地域内にある既存の放流管を改修し、排水する計画です。

6ページ目は、雨水の排水計画です。

敷地内通路に排水管を設置し、一度、建物下部に設置する雨水貯留槽に貯め、放流管に負荷の無い形で放流する計画です。

8ページの工事計画について御説明させていただきます。

工事期間は、準備期間を含めて4年を予定しています。

工事中の配慮として、環境保全対策の建設機械に係わる対策は、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用に努め、アイドリングストップ等を励行し、周知・徹底します。

また、希少種の営巣があり工事期間中が繁殖期間にあたる場合は、当初の繁殖活動の有無を確認する調査を実施すると共に、工事期間中の発破や地盤掘削等の

突発音や振動発生する工種はできるだけ行わないように考えていきたいと思えます。また、工事による影響が生じていないかどうか監視調査を行っていく予定です。

今回の計画地が、自然公園の第1種特別地域及び第2種特別地域に指定されており、動物の重要な生息地であることを、作業員に周知徹底し工事を進めていきます。

工事用車両は、低公害、低燃費車の使用に努め、運転者に対してエコドライブを実施するよう周知・徹底します。

工事用車両の運行が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努めます。

動物との衝突事故を極力起こさないよう周知徹底していきます。

その他の対策として、工事中の排水は、水質汚濁防止法等の関係法令に基づく基準値以下に処理し、公共用水域に放流します。

また、自然公園内での工事であることを踏まえ、夜間工事は極力行わないようにしていきたいと思えます。どうしても必要な場合は、光源の限定照射、虫等が集まりにくい照明の使用など十分な配慮を行っていきます。

動物種の重要な生息環境となっている既存の池には、工事で発生した排水が流れ込まないように沈砂槽の位置等を検討するか、工事中に定期的な監視調査を行い、影響が生じていないか確認していきたいと思えます。

これらの事を注意しながら工事を進めていきます。

続きまして、9ページの景観等影響評価について御説明いたします。

環境要素の設定として、左側に活動要素と環境要素を設定しており、右側に環境要素の設定理由を記載しております。

今回は、景観、植物、動物の3点は、影響があることから、現地調査を行い、予測評価を行っております。

また、地下水からごみまでは、環境要素として設置しますが、影響が軽微であることから、既存文献や資料を用いた予測評価を行うこととしております。

続きまして、10ページ目の景観についてです。

景観については、現況調査を実施いたしました。

計画地を中心に約3kmの範囲及び少し超えたものも入れ、6地点で通年の調

査を実施し、景観写真を撮影したうえで、モンタージュ等を用いた予測評価を行いました。

11 ページが、6 地点の位置図ですが、影響すなわち建物が可視に入ってくるものは、No.1 の計画地海岸側のみでした。

若干スカイラインを切ることもあり、これについては改良していくこととしています。

保全措置として、建物の位置、形状等に関する措置は、現況の尾根を超えない高さとし、色彩は、周辺景観と調和を図ります。

緑化に関する措置として、計画地内の80%以上を緑地として確保する等、周辺景観への配慮を行います。

部会長：今回の議案に関しては、学識経験者の方、及び地元勝浦市から事前に意見をいただいているということなので、整備計画、景観に関する内容について事務局より報告をお願いします。

事務局：地元勝浦市及び、委員の皆様方から事前に頂いた御意見について、事務局より御報告いたします。

始めに、資料3をご覧ください。事業地である勝浦市からの意見書です。

市からは全般的な意見として、事業者に対し事業の執行までに、全体工事計画及びホテル計画について説明すること。

水道水の供給は、計画通りの実施が可能であるとの意見がありました。

協議・事業説明事項として、土砂の搬入や市が管理する道路を使用する際には市と協議をすること。

廃棄物は、事業者の責任において適正に処理すること。

森林を伐採する際には必要な許可を得ること。

排水に関しては、地元漁業協同組合と協議をすること等の意見がありました。

これらについては、事業者に対し、事業執行までに適正に実施させていただきます。

続きまして、資料4の計画に対する事前意見をご覧ください。

左側に委員の皆様方から事前に頂いた御意見や前回の審議会で頂いた御意見、

右側に事業者の対応案を記載し、項目別に分類したのですが、この中から主なものを数点ご報告いたします。

「計画全般」については、事業で排出する廃棄物の処理量や処分先、減量化など検討すること。

地元との連携を図りながら、環境学習を積極的に取り組むこと。

花火やライトアップは、生物への影響が及びやすいので注意することなどの御意見を頂いております。

次に、2ページ目の「排水計画」については、淡水が海に排出されることによる海洋生態系への影響を検討すること。

日帰り客の利用を想定する場合は、排水計画の余剰分に配慮することなどの御意見を頂いております。

次に、3ページ目の「植栽計画」については、外来種ではなく、地元の固有種を使用することが望ましい。

施設及び周辺環境の保全、維持管理の履行の確認をどうするかが供用後の課題となることから、十分注意すること等の御意見を頂いております。

次に、「景観」については、海側に建築するラビスタ棟は、建物のセットバックや形状、植栽の配置を工夫すること。

第1種特別地域である崖地に馴染む配色とすること等の御意見を頂いております。

植物以降については、後半の説明が終わった後に御報告させていただきます。

部会長：ここまでの整備計画と景観に関する内容が公開となりますので、これらの項目について御審議をお願いしたいと思います。

ご質問、事前に頂いた御意見の補足、その他御意見等を賜りたいと思います。

並木委員：他法令の手続きにはどのようなものがありますか。

事務局：勝浦市からの意見書の中では、協議事項の勝浦市リゾート地域大型建築物指導要綱については、該当しています。

並木委員：都市計画法の手続きは該当しますか。

工事中の排水関係を心配しているのですが、工事の詳細がわからないので、工事中の排水先がどこで、沈砂池がどのくらいなのか、特に最近は異常気象が多く想定外の事も起きる可能性があり、この場には漁業関係者の方はいませんが、海への排水もあることから、十分な準備が必要と思います。

都市計画法の審査が入るのであれば、もう少し具体的な数値の話も出てチェックもされるのでしょうか。

事務局：都市計画法に関しては、今回の事業が公園事業で行うことから、自然公園法ということで都市計画法第29条の手続きは無くなり、自然保護課で審査していくこととなります。

については、仮設の防災工事等は、都市計画法に準じた手続きの基準にそって必要な対策を講じるように指導していく事になり、事業者にも提出するよう伝えております。

並木委員：今回の工事は4年間の計画で、かなり長期間の仮設状態が続くことになるため、慎重な対応策が必要です。

事務局：事業者にはしっかり行って頂きたいと思っています。

部会長：排水については、供用後は放流管の使用や海水温に戻すというような対策が記載されていますが、建設途中は、具体的な対策をどうするのか、自然災害に対してどう対処するのか、県の方できちんと指導していくということです。

榊瀉委員：資料2の4ページの植栽計画についてですが、生物の多様性の保全の観点から、減農薬、減化学肥料、減化学殺虫剤による管理を行うと書いているが、管理の方法は、こういったものを減らすだけでなく、もっと多様な自然の管理の方法があるので、資料の記載には「等」をいれるか、違う表現をした方が良いと思います。

部会長：生物多様性の保全の観点からと記載していますが、この3点しか対応がないかの
ように思えてしまうということです。

事務局：生物多様性の保全の観点からの管理手法は他にもあると思いますので、事業決定
後の事業執行の手続きでは、管理の手法が適切かどうかの審査も行うことから、
先程の御意見も留意しながら審査を行いたいと思います。

部会長：生物多様性の保全の観点から植栽等の管理計画をすると同時に、減農薬、減化学
肥料、減化学殺虫剤等による管理を行うというように修文をお願いします。

酒井委員：資料2の4ページで、植栽予定樹木の記載があるが、低木のガマヅミとありま
すが、ヅは、ツに点々ではなくスに点々です。

部会長：資料2の2ページの整備計画ですが、ラビスタ左上の部分は、運動広場で植栽地
やその他の計画となっていますが、その他は、舗装地になるということでしょう
か。部分的には、植栽地になっているようですが具体的な使い方を教えてください。

事業者：資料の7ページで植栽計画を記載しており、一部舗装を行う計画ですが、概ね緑
地にする予定です。

部会長：施設計画の園地だけではなく、その他の部分にも芝ができるということですね。
今般、かなり暑く、自然環境に対して影響も強いと思われることから、確認させ
ていただきました。

柘瀉委員：7ページの改変区域内で何も色を塗っていない場所があるが、どの様な計画と
なっているのですか。

事業者：赤いラインの内側を改変区域としていますが、以前のレジュー施設で開発した区域としています。

2ページの施設配置計画図でその他としていますが、今回の事業では、今のところ計画は無いですが改変区域内ということで記載しています。

榊瀧委員：芝やコンクリート等にしないと、どのように草が生えるかわからないが、どう管理するのですか。

事業者：明確な利用方針は決まっていますが、現況では、この場所は一度改変され低木の藪の状態、下の方は笹が密生しており、人が入りづらい状態となっています。

植栽管理は、地域の状況や、現在、管理を行っている方の管理方法があることから、現地調査を行い、これらの関係性から現況の管理方法を継承していく形で地域にあった植栽管理を行っていきたいと思っております。

部会長：7ページの草刈りを示すハッチが、メンテナンス圃場、運動広場、自然復元が全て同じになっていますが、自然復元は、その場所の状況に応じた管理を行い、メンテナンス圃場や運動広場のような人工的なものとは違った扱いであることから、草刈りという標記を修正して下さい。

もう1点、景観について質問です。

10ページで、少し空が見えるように建物の角をセットバックしていただいたのと、海岸に出た部分を少しセットバックしていただと思うのですが、勾配屋根は赤い瓦を使用すると言っていました、これは光があたると目立たない様なものでしょうか。

事業者：瓦は洋瓦を使用しますが、釉薬を使わず、照り返しの無いものを使用する計画です。

一般的に洋瓦は、オレンジ色の強いイメージがありますが、少し和らいだ現地の景観に馴染んだ物を選んでいきたいと思っております。

部会長：共立メンテナンスさんの他の事案は、強い色彩のものが多いですが、今回の事業では、アースカラーに近い色彩にしていきたいと思います。

供用後のモンタージュ写真で、白い護岸の上にホテルが建っていますが、この部分に土壌を置いて植栽をすることは難しいと思いますが、昨今では、大型のプランター緑化もあることから、ホテルの風格や景観も良好にするためにも必要かと思しますので、このあたりに植栽をして海岸の方から見たときに少しでもホテルの見え方が、左側の崖地の緑と続くような、少しでも景観に影響がないようにして頂きたいと思います。

部会長：計画に対する事前意見として、ペットと泊まれるホテルについての意見もあるのですが、先程の説明ではペットと泊まれるという説明が無かったようですが、どのように考えているのでしょうか。

事業者：現在計画している2つのホテルのうち、ラビスタは眺望を堪能するテーマですが、ルシアンは、ペット同伴型のホテルを予定しています。

共立メンテナンスでもいくつかのホテルを運営していますが、一緒に連れてくるペットは、しつけが良くされていて、決して危険なことをすることは今のところありません。

ペットと散歩することもあると思いますが、この際は、必ずリードをつけることとし、確実に指導していきたいと思います。

また、ドッグラン等も想定しており、放し飼いが出来る場所は、確実に管理が出来る場所に限定したいと思っております。

部会長：現時点でドッグランの場所が決まっているなら教えて下さい。

事業者：ルシアン左上の自然復元に隣接する植栽地で、ルシアンから近い場所を予定しています。

自然復元内に池があるのですが、ドッグランを設置する場所の方が低いことから、ドッグランにあるものが池に流れ込むことは物理的になく、ドッグランの犬

が勝手に行かないような管理もしていきます。

部会長：ドッグランと自然復元エリアは高低差があることから、雨水排水等が流れ込まないということのようです。

次に、計画に対する事前意見として、花火やライトアップは、生物への影響が及びやすいことから注意することとありますが、リゾートホテルでは通年でかなり派手に行っている所もあります。

ライトアップは、背後の生物への影響もあると思いますので、全く無しとは言いませんが、十分配慮していただきたいと思います。

部会長：他に御座いますでしょうか。

無いようですので、整備計画と景観については、今までの質疑の内容で、終わらせていただきたいと思います。

部会長：ここからの後半の内容は、希少種の生息地に係わる情報が含まれることから、非公開とすることが適当と考えていますので、傍聴者の方、報道関係者の方は、ご退席をお願いします。

<植物及び動物の環境影響評価は、非公開で審議>

部会長：今回の計画において、ルシアンがペット用であれば、その点も文章の中に明記して頂くと共に、今回の事業計画が、基本的にはリゾートを想定したファミリー向けであるということ等を記載して頂ければと思います。

又、ドッグラン等の施設を作るに当たっては、自然環境に影響が無いと考えられる根拠等の記述を修正して頂きたいと思います。

他に質問が無い場合には、最終的な答申に至るものをお諮りすることになりますが、よろしいでしょうか。

今回提示された資料において、事業計画や景観について少し意見がありましたので、その部分については資料を修文するという前提で、条件無しで了承と言う

ことで審議会としての結論としたいと思いますがいかがでしょうか。

(『異議無し』の声あり)

部会長：それでは、異議が無いということでした承したいと思います。

本日の議案第1号に係る審議結果については、環境審議会運営規程第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で、審議会の議決として知事に答申されることとなります。

審議お疲れ様でした。進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

司 会：以上を持ちまして、千葉県環境審議会自然環境部会を閉会いたします。

皆様ありがとうございました。